

四万十川 まもなくアユ漁解禁！！

—遊漁者のみなさんへ—

来る6月15日から四万十川源流域におけるアユ漁が解禁になります。津野町魚族保護会では、本年4月上旬から5月にかけて、北川流域に稚アユ1,484kgを放流しました。

津野山郷（津野町・梶原町）では、四万十川源流における釣り等の遊漁をより多くの方々に楽しんでいただくため、魚族増殖、河川の愛護、遊漁者のマナー向上を目的とした遊漁券を発行し、入漁料をいただいております。所定の販売所で遊漁券をお買い求めのうえお楽しみください。

【お礼】北川川のアユ放流については、ふるさと納税を活用させていただいております。ありがとうございました。



※アユのえさ釣りについては区域・餌等に規制があります。また、釣専用区域を設けています。なお、本年は漁法の専用区域の変更がありましたので特にご注意ください。詳しくは、遊漁券購入時のチラシをご覧ください。

※ワッペン、車等に置かず必ず胸か帽子につけ遊漁をお楽しみください。

※夏休みの期間中、小中学生を対象に開放しているゾーンがあります。子どもたち優先にご協力をお願いします。

【遊漁対象河川】

梶原川および、津野町の四万十川のうち、梶原川、四万川、北川、力石川等の全河川（船戸川を除く）

【遊漁券の金額】

区分	金額	備考	支給品
年券	町内	3,000円 高校生以下、障害者、ならびに70歳以上の方は無料	紫色のワッペン
	町外	5,000円 高校生以下、障害者の方は2,500円	黄色のワッペン
一日券	町内	1,500円 高校生以下、障害者、ならびに70歳以上の方は無料	名刺型カード
	町外	2,000円 高校生以下、障害者の方は1,000円	

【遊漁期間等】

魚種	漁法	遊漁期間
アユ	友づり・しゃびきの漁法に限る	6月15日～12月31日
	えさ釣り（えさ及び区域指定あり）、ぎじ釣り（毛針）	7月1日～12月31日
	とあみ・なげあみ・しゃくり（箱ピンを含む） たてあみ・火光利用（知事の許可が必要）	8月1日（午前5時）～12月31日
	もり・金突及びこれに類似の刺突具、水中眼鏡を使用する漁法（火光その他の照明の利用は不可）	8月1日（午前5時）～ 10月15日（午後5時30分）

※アユその他の魚族の保護のため、池の死魚、病魚、釣り魚の死魚は川に捨てないでください。

冷水病の発生の原因となります。

※ゴミの持ち帰りにご協力ください。

担当：産業課（西庁）岡田

☎0889-62-2314

毎年6月は児童手当の現況届の提出月



ご自宅に現況届の書類が送られますので、6月1日現在の児童の状況等を記入のうえ提出をお願いします。

*提出の際は、国民年金加入者以外の受給者の方はご自分の健康保険の被保険者証の写しをつけてください。（お持ちいただければコピーします）

*平成28年1月1日に津野町に住所がなかった方は、当時の住所地で所得証明書等（ご夫婦であればお二人分）をお取りいただくことがあります。ご不明な点については下記までお問い合わせください。

現況届は児童手当受給者の義務となっていますので、提出がない場合は手当が支給できません。必ず期限内の提出をお願いします。

お問い合わせ先：町民課 児童手当担当 竹崎 ☎0889-55-2314